



島根県報

平成24年1月17日（火）

号外第3号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第37号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	川本大家線	邑智郡川本町大字三俣81番1地先から同71番1地先まで	前	メートル 4.00～ 16.00	メートル 238.00	道路改良工事 拡幅
			後	8.00～ 17.00	238.00	
〃	別府川本線	邑智郡美郷町小松地52番3地先から同51番1地先まで	前	4.00～ 4.50	87.00	道路改良工事 拡幅
			後	8.50～ 10.00	87.00	
〃	久利五十猛 停車場線	大田市大屋町大屋字家ノ奥759番2地先から同地先まで	前	4.50～ 7.40	30.00	道路改良工事 拡幅
			後	7.40～ 28.10	30.00	
〃	黒沢安城浜 田線	浜田市長見町941番1地先から同地先まで	前	13.00～ 21.00	20.00	不用物件発生 減幅 払下げ
			後	13.00	20.00	

島根県告示第38号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大東東出雲線	雲南市大東町小河内85番1地先から同593番1地先まで	メートル 271.20	平成24年 1月20日	雲南県土整備 事務所	
〃	〃	雲南市大東町小河内125番4地先から同154番8地先まで	450.00	平成24年 1月20日		
〃	須川谷日原線	鹿足郡津和野町日原722番3地先から同地先まで	18.20	平成24年 1月17日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	